

令和2年5月21日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（34 例目）最終報

4月16日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（34 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月13日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 34	1 年代	50 歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月12日	発熱、咳、倦怠感あり	
		4月13日	市内A医療機関を受診	
		4月15日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月16日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
4月17日		県内感染症指定医療機関に入院		
	5月1日	県内感染症指定医療機関から、 <u>県内宿泊療養施設に入所</u>		
	5月13日	<u>県内宿泊療養施設を退所</u>		
6 行動歴	4月12日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	<u>同居人3人（うち2人は尼崎市発表 30・45 例目。残る1人は健康観察を終了）。</u> <u>その他濃厚接触者はなし</u>			
8 その他	尼崎市発表 30・45 例目の濃厚接触者			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発 0218 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発 0402 第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。